

契約書 兼 重要事項説明書

1 訪問看護ステーションゆうばえの概要

法人名	社会福祉法人 ゆうえい会
事業所名	訪問看護ステーション ゆうばえ
所在地	〒950-2172 新潟市西区内野上新町11810番地3 TEL 025-264-5731 (夜間・緊急時は携帯へ転送) FAX 025-261-4430
営業日	日曜日・年末年始(1/1~1/2)を除く毎日
営業時間	午前8時30分~午後5時30分まで (ただし、土曜日は午前8時30分~午後12時30分まで)
訪問看護員数	8名(管理者含む) うち 保健師 2名(常勤1 非常勤1) 看護師 4名(常勤4 非常勤) 准看護師 1名(非常勤) 理学療法士 1名(非常勤) (令和 年 月 1日現在)

2 提供するサービスの内容

- ☆ 血圧測定など病状の観察と助言
- ☆ 体拭き、入浴、着替え、おむつ交換、足浴など清潔に関する援助
- ☆ 寝たきりや麻痺のある方等の機能訓練、移動の介助、散歩など総合的な自立支援に向けたリハビリテーション
- ☆ 床ずれの予防と手当てに関する援助
- ☆ 医療処置の必要な方(経管栄養、インスリン注射、人工肛門、吸引など)への援助
- ☆ 内服薬の管理・指導
- ☆ ご家族への助言、相談、その他
- ☆ 自宅で最期まで過ごしたい方への援助(ターミナルケア)
- ☆ 精神的な援助を必要とする方への援助

3 訪問看護の開始に際しては、主治医による『訪問看護指示書』に従い、「訪問看護計画書」を作成し、サービス提供後は、「訪問看護報告書」を作成します。それらを主治医に提出すると共に、密接な連携を行います。❖なお「訪問看護指示書」の交付により文書料として自己負担金が発生します。金額については、診療所と病院の規模（ベッド数）により異なりますので、それぞれの医療機関にお尋ねください。

4 訪問看護利用料

それぞれの保険の種類に応じた負担割合となります。（料金の1～3割負担）医療保険料は、法定利用料に基づく金額です。料金表参照 法定利用料が改定される場合は、この料金も自動的に改定させていただくこととなりますのでご了承ください。なお、改定料金は別途書面でお知らせいたします。

各種、助成制度について（制度改正により変更される場合があります）

- ・新潟市障害受給者証 をお持ちの方は、1回250円を越えた分が、助成されます。
- ・特定疾患（難病） の方は訪問看護費の全額が助成対象となりますので、交通費のみのご請求となります。

- ・75歳以上の方

外来での負担金（訪問看護、往診、調剤、外来受診などの合算）が下記上限を越えた場合、越えた分が助成されます。

高額所得者	57600円
一般	18000円
低所得者	8000円 を越えた分

*尚、利用料の請求は、1ヶ月分まとめて翌月に請求書を発行します。お支払いは、翌々月の25日にご指定の銀行口座より引き落としいたします。引き落としにかかる手数料は法人が負担いたします。現金払いを希望される方は、ご相談ください。

5 苦情相談窓口

当事業所が提供するサービスに関する相談や苦情は、次の窓口で受け付けます。

苦情相談窓口責任者：管理者 高橋 直美
電 話 025-264-5731

6 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族、主治医、市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

7 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容態の変化等があった場合は、事業所内で規定した緊急時の対応方法に基づき速やかに主治医への連絡を行う等必要な措置を講じます。

8 訪問看護の利用を中止する場合

利用者のご都合によりサービスの利用を中止（キャンセル）する場合は、お早めに事業所の担当職員まで、ご連絡ください。

連絡先電話番号 025-264-5731

9 サービスの利用に当たって利用者が注意すべき事

- ☆ 訪問看護師に対し、贈り物、茶菓の提供はご遠慮下さい。
- ☆ 訪問看護でお受けできないサービスは以下の通りです。
買い物・年金など金銭の取り扱い・調理・掃除等
ただし、緊急・やむを得ない場合はお受けする場合があります。
- ☆ 感染予防の為、医療処置やおむつ交換などを行っている方は、処置の前後に手洗いのため洗面所をお借りいたします。
- ☆ 緊急時呼び出しなどに備えて、複数の看護師で訪問させていただきます。
看護師に対しての要望・ご意見・ご不満などありましたら遠慮なく管理者にご相談下さい。
- ☆ ご利用者の容体急変や道路事情や災害（大規模災害時は、訪問出来ないことがあります。）などで時間通りにお伺いできない事もあります。
訪問時間や曜日の変更を希望される方は、訪問看護師にお伝え下さい。

訪問看護料金表（医療保険）

医療保険		料金(円)	利用者負担金			
			1割負担	2割負担	3割負担	
訪問看護基本療養費 I（1日につき）	週3日目まで	5550	555	1110	1665	
	週4日目以降	6550	655	1310	1965	
専門看護師同行		12850	1285	2570	3855	
*「同一建物居住者」に同一日に他の患者にも訪問した場合に算定 3人以上（1人目から）						
訪問看護基本療養費 II（1日につき）	週3日目まで	2780	278	556	834	
	週4日目以降	3280	328	656	984	
訪問看護基本療養費III	入院中（外泊時1～2回）	8500	850	1700	2550	
管理療養費 （1日につき）	1日目	7670	767	1534	2301	
	2日目以降	3000	300	600	900	
加算	乳幼児加算	3歳未満	1500	150	300	450
	幼児加算	3歳～6歳未満	1500	150	300	450
加算	難病等複数回	1日2回	4500	450	900	1350
	訪問加算	1日3回以上	8000	800	1600	2400
緊急訪問看護加算（診療所又は在宅療養支援 病院の指示の下、緊急訪問1日につき）		2650	265	530	795	
加算	複数名訪問看護加算	看護師・PT等（週1回）	4300	430	860	1290
		准看護師（週1回）	3800	380	760	1140
		看護補助者（週3回）	3000	300	600	900
長時間訪問看護加算/90分をこえる （要件により1～3回/週）		5200	520	1040	1560	
24時間対応体制加算（月1回）		6800	680	1360	2040	
加算	特別管理加算 （月1回）	重度	5000	500	1000	1500
		軽度	2500	250	500	750
退院時共同指導加算（適応時）		8000	800	1600	2400	
退院時共同指導加算の上乗加算		2000	200	400	600	
退院支援指導加算（適応時）		6000	600	1200	1800	
看護・介護職員連携強化加算（月1回）		2500	250	500	750	
在宅患者連携指導加算（適応時 月1回）		3000	300	600	900	
夜間・早朝訪問看護加算18時～22時/6時～8時		2100	210	420	630	
深夜訪問看護加算22時～翌6時		4200	420	840	1260	
在宅患者緊急時等カンファレンス加算（月2回まで）		2000	200	400	600	
情報提供療養費		1500	150	300	450	
ターミナルケア療養費（適応時）		25000	2500	5000	7500	
訪問看護ベースアップ評価料（I）（月1回）		780	78	156	234	
訪問看護医療DX情報加算（月1回）		50	5	10	15	

その他利用料（保険外）

交通費	事業所からの往復距離×20円
在宅以外での訪問	30分毎に2000円（+交通費）
在宅での90分を 超える訪問	30分毎に2000円
休日加算（営業日以外）	1000円
永眠時の処置代	10000円
物品、材料費などは実費になります。	

契 約 書 (医療保険)

この契約書は_____様 (以下「利用者」と略します) と、社会福祉法人ゆうえい会 (以下「事業者」と略します) との間で、訪問看護サービスの契約を行うために作成します。

第1条 (契約の目的)

事業者は、健康保険法及び老人保健法その他の関係する法令並びにこの契約書に従い、利用者が可能な限り居宅において、その心身の状態や有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、訪問看護を提供いたします。

契約の開始 年 月 日

第2条 (利用者負担金及びその滞納など)

- 【1】 この契約に関わる利用者負担金は、契約書別紙及び料金表の通りです。
- 【2】 利用者が正当な理由なく、事業者を支払うべき利用者負担額を2ヶ月分以上滞納したときは、事業者は1ヶ月以上の猶予期間を置いたうえで支払いの期限を定め、この期間までに利用者が利用者負担金を支払わない場合は、契約を解約する旨、通告する事ができます。
- 【3】 第2項に定める通告を行った場合は、事業者は居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者等へその旨を連絡します。
- 【4】 事業者は、調整の努力を行い、かつ調整の期間(通告から1ヶ月)を経過した場合、この契約を文書により解約する事ができることとします。

第3条 (利用者負担金の納入)

- 【1】 前条に定める利用者負担金については、サービスを利用した月毎に締めてその翌々月に請求致します。お支払いは(基本的に)銀行口座振替です。請求月の25日(銀行休業日は翌日)に指定口座宛に請求致します。
- 【2】 前項に定める引き落としに要する手数料は当事業所(法人)が負担致します。
- 【3】 上記等による利用料等の受領を確認した後、受領日の翌月に領収書をお手元にお届け致します。

第4条 (利用者の解約権)

- 【1】 利用者は、7日間以上の予告期間を設けることにより、この契約をいつでも解約する事ができます。
- 【2】 事業者が正当な理由なくサービスを提供しなかった場合、守秘義務違反した場合、著しい不信行為があった場合は、前項の規定に関わらず予告期間を設けることなく、契約を解約することができます。
- 【3】 この規定により契約を解約する場合であっても、損害賠償請求の権利に影響を及ぼすものではありません。

第5条 (事業者の解約権)

- 【1】 事業者は次の各号に該当した場合、本契約を解除することができます。
 - ① 第2条2項(利用者負担額の滞納)
 - ② 利用者又は利用者の家族が、事業者、事業者の従業員、又は他の利用者の生命、身体、財産等を侵害した場合
 - ③ 利用者又は利用者の家族が、事業者、事業者の従業員、又は他の利用者に対する誹謗中傷等を繰り返し、事業者が再三誹謗中傷等の中止を求めたにもかかわらず、これを続けた場合
 - ④ 利用者及び利用者の家族がサービス利用上の遵守事項に違反し、事業者が再三是正を求めたにもかかわらず、違反を続けた場合
 - ⑤ 利用者が自傷行為を繰り返す等自殺のおそれがあり、事業者において十分な介護を尽くしてもこれを

防止できないと判断された場合

- ⑥ 利用者又は利用者の家族の言動によって事業者との信頼関係を破壊し、適切なサービス提供の継続が困難であると判断された場合
 - ⑦ 利用者が事業者の通常の事業又は送迎の実施地域外に転居し、サービス提供の継続が困難と判断された場合
- 【2】 事業者は本契約を解約するにあたり、利用者に対し、その理由を文書で通知します。事業者は必要に応じて居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者等及び市町村等へその旨を連絡し必要な措置を講じます。
- 【3】 利用者は、前項の事業者の関係機関に対する連絡及びそれに伴い必要となる利用者の及び利用者家族の情報の提供に同意します。

第6条（契約の終了）

- 【1】 この契約は、次のいずれかに該当する場合、終了します。
- ① 利用者から第2条第2項に定める契約を終了させようとする意志表示があり、契約期間が満了した場合。
 - ② 第4条に定める利用者からの解約の意志表示がなされ、予告期間を満了した場合
 - ③ 第5条に定める事業者からの解約の意思表示がなされた場合
 - ④ 利用者が介護保険施設等に入所した時
 - ⑤ 利用者が、要介護認定又は要支援認定を受けることができなかった時
 - ⑥ 利用者が死亡したとき

第7条（損害賠償）

- 【1】 事業者は、サービスの実施にあたり、事業者の責任に帰すべき事由により、利用者の生命・身体・財産などに損害を与えた場合には、利用者の被った損害を賠償します。ただし、利用者または利用者家族に故意又は過失が認められる場合については、利用者の置かれた心身の状況を勘案して、相当と認められる場合には、損害賠償責任を減じることができるものとします。
- 【2】 事業者は、利用者の生命・身体・財産などに損害を与えた場合は、直ちにその原因、対応などの概況を記載した文書を、利用者又は利用者家族に交付し、合わせて状況を十分に説明いたします。
- 【3】 事業者は事故の責任に帰すべき理由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ、以下の項目に該当する場合には、事業者の損害賠償責任を免れます。
- ① 心身の状況及び病歴等の重要事項やサービスの実施に当たって必要な事項に関する聴取、確認に対して、利用者または利用者家族が事業者に故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつばら起因して損害が発生した場合
 - ② 利用者の急激な体調の変化など、事業者の実施したサービスを原因としない事由に起因して損害が発生した場合
 - ③ 利用者が、事業者もしくはサービス従事者の指示や依頼に反して行った行為に起因して損害が発生した場合
- 【4】 前項の義務履行を確保するため、事業者は損害賠償保険に加入します

第8条（苦情対応）

- 【1】 利用者はいつかなる時においても苦情の申し立てを行うことができ、また、苦情の申し立てを行う事により、事業者は利用者に対し一切不利益な取り扱いを致しません。
- 【2】 事業者は、提供されたサービスについて、利用者からの苦情を受ける窓口責任者及びその連絡先を明らかにすると共に、利用者からの苦情があった場合は、迅速且つ誠実に対応します。
- 【3】 事業者は必要に応じて、市町村等へ苦情の概要について報告し、適切な対応について指示を仰ぎます。

第9条（サービスの提供の記録など）

- 【1】 事業者はサービス提供の記録などを作成完了後、少なくとも5年間は適正に保存し、利用者や利用者の後見人（必要に応じて利用者家族も含む）の求めに応じて閲覧に供し、あるいはその複写を交付します。

- 【2】事業者は、第6条に定めた契約の終了にあたって必要があると認められる場合は、利用者の同意を得たうえで、利用者の指定する他の居宅介護支援事業者等へ、サービスの提供の記録などの写しを交付するものとします。

第10条（守秘義務）

- 【1】事業者は、サービスを提供するうえで知り得た、利用者及びその家族に関する秘密及び個人情報については正当な理由がない限り、契約中及び契約終了後、また、関係職員の退職後においても第三者には漏らしません。
- 【2】第1項の規定にかかわらず、事業所は、「児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律82号）」「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律79号）」「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律124号）」に定める通報ができるものとし、その場合事業者は、秘密保持義務違反の責任を負わないものとします。
- 【3】事業者は、利用者及び家族に関する個人情報について下記のとおり取り扱うこととします。利用者がこの取り扱いのなかで同意できない事項がある場合は、あらかじめ申し入れるものとし、事業者は申し入れの趣旨にそって誠実に対応するものとします。

<利用者の個人情報の取り扱いについて>

社会福祉法人 ゆうえい会は、個人情報の保護に関する方針を定め、個人情報の利用にあたっては、以下の利用目的の範囲でのみ利用いたしますので、あらかじめご了承をお願い致します。

1) 介護サービスを提供するための通常業務での利用目的

各サービスを提供するために、通常業務において次の目的で利用者の個人情報を利用いたします。

<事業所内での利用>

- ① 利用者へのサービスの提供および説明
- ② 利用者の家族への説明
- ③ 利用者のサービスの向上を目的とした研修及び症例研究
- ④ 医療保険事務および会計、経理事務
- ⑤ 事故等における報告
- ⑥ サービス、業務の維持、改善のための基礎資料
- ⑦ 事業所における学生等の実習などへの協力
- ⑧ 利用者に係る管理運営業務

<事業所外への情報提供を伴う利用>

- ① 利用者を担当する居宅介護支援事業所・地域包括支援センターや他の居宅サービス事業者、または介護保険施設および医療機関等ならびに保険者との連携、照会への回答（ICTやFAX、メールなどの媒体を通しての情報共有を含む）
- ② 介護報酬請求業務等の介護保険事務
- ③ 実施指導等への対応や第三者評価機関、外部監査等への情報提供
- ④ 事故の報告、損害賠償保険等に係る保険会社等への相談または届出等

2) 第三者への提供

利用者及び家族に関する個人情報は、あらかじめ利用者(利用者が重度の認知症の場合は家族)の同意をいただくことなく、事業所および法人(ゆうえい会)の職員以外の者に提供することは致しません。ただし、上記1)に該当する場合は、特に申し入れがない限り、介護サービスを提供するための通常業務として必要な範囲において第三者に提供いたします。

※この取り扱いについて同意しがたい事項がある場合は、その旨を担当者（説明者）

または管理者まで申し入れ願います。申し入れが無いものについては、同意していただいたものとして取り扱わせていただきます。

3) 外部委託について

当事業所が業務を委託する相手に、利用者の個人情報を預ける場合があります。その場合は、委託先において、個人情報の管理が適切に行われていることを事業所の責任において監督します。

4) 個人情報に対する安全対策

私たちは、個人情報の紛失、破壊、外部への不正な流失、改ざん、不正アクセスを防ぐために、個人情報保護規定を整備し、合理的な安全対策を講じています。

5) 個人情報の開示・訂正・利用停止・削除

利用者の個人情報について開示を希望される場合、および個人情報の訂正、利用停止、削除等を希望される場合は、担当窓口まで申し入れ願います。ご希望に対し、私たちの規定に従い誠実に対応させていただきます。その際、所定の料金をいただく場合があります。

以上の内容にご同意いただいたうえで、必要な情報の提供をお願いいたします。

必要な情報を提供いただけない場合には、サービスの提供に一部支障をきたすことがあります。

【4】前項以外の目的、相手方に情報提供する場合は、別に文書により同意を得ることとします。

第 11 条 (契約外条項)

介護保険法及びその他の関係する法令並びにこの契約書の定めのない事項については、利用者と事業者の協議により定めることとします。

上記の通り、契約書別紙 兼 重要事項説明書をふまえ、契約を締結します。
上記契約の証として、本契約書を 2 部作成し、利用者及び事業者記名のうえ、それぞれ 1 部ずつを保有します。

令和 年 月 日

(事業者)

所在地 新潟市西区内野上新町 11810 番地 3

事業者名 社会福祉法人 ゆうえい会

理事長 池田 繁

説明者 高橋 直美

(利用者) ご住所 お名前

(署名代行者) 私は利用者本人の契約の意思を確認の上、本人の代わりに上記署名を行いました。

ご住所 お名前

本人との続柄

24時間対応体制、特別管理体制、情報提供に関する同意書

1 24時間対応体制加算について（一ヶ月につき 6800 円）

当ステーションでは、利用者の方に安心して療養していただくために、休日や、時間外においても、電話による連絡及び相談を受けられる体制と緊急時訪問看護を必要に応じて行える体制をとっております。急な病状の変化や悪化等により、ご相談したい場合や主治医に連絡が取れない時に常時、連絡が取れるための加算です。職員が交替で、携帯電話で対応いたします。

2 特別管理加算について

24時間対応体制と共に、医学的な管理が特に必要な方のための加算で、該当者は、以下の方です。（一ヶ月に1回以上訪問した場合）

特別管理加算 1（一ヶ月につき 5000 円）

- ①在宅悪性腫瘍 ②気管切開 ③気管カニューレの使用
- ④留置カテーテルの使用（胃チューブ 膀胱留置カテーテル 輸液用ポートなど）

特別管理加算 2（一ヶ月につき 2500 円）

- ①在宅での透析 ②在宅酸素療法 ③在宅中心静脈栄養 ④在宅経管栄養
- ⑤在宅自己導尿 ⑥在宅人工呼吸器装着 ⑦在宅持続陽圧呼吸療法
- ⑧自己疼痛管理 ⑨肺高血圧 ⑩人工肛門、人工膀胱 ⑪在宅での訪問点滴注射管理
- ⑫真皮を超える褥瘡

3 情報提供療養費（それぞれ月1回まで 1500 円/回）

訪問看護情報提供療養費 1 市町村等からの求めに応じて提供

訪問看護情報提供療養費 2 義務教育諸学校からの求めに応じて提供

訪問看護情報提供療養費 3 保健医療機関等に入院し、又は入所する場合の提供

4 訪問看護医療 DX 情報活用加算（一ヶ月につき 50 円）

マイナンバーなどによるオンライン資格確認システムを通じて診療情報や薬剤情報を取得した上で計画的な訪問看護をおこなった場合

令和 年 月 日

上記内容について、加算料金を上乗せすることに同意いたします。

利用者名 _____